## 個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	戸籍システム
行政機関等の名称	郡山市
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記録及び管理を行い、親族関係を公証するため。
記録項目	1本籍、2筆頭者、3氏名、4生年月日、5戸籍に入った原因及び年月日、6実父母の氏名及び続柄、7養子であるときは、養親の氏名及び続柄、8夫婦については、夫又は妻である旨、9従前戸籍、10身分事項
記録範囲	郡山市に本籍を有したことがある者
記録情報の収集方法	届出人、他市区町村、警察及び裁判所等
要配慮個人情報の有無	■有□無
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	名 称 別途(戸籍法に基づき)請求できますので、市 民課にお問い合わせください。
	所在地 一 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7 号
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	1 から10の各記録項目の内容については、戸籍法(昭和22年法律 第224号)24条第2項及び第3項、113条、114条、116条に基づき訂 正する。
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □ 法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に 該当するファイル □ 有 ■ 無
備考	